		~ (省略)	元		二八  関税法第二十条の二第三項の規定による入港届の提出	三七	(省略)	五		二四   削除			削除	=	(省略)	_	号 申 請 等	別表第一(第三条、第九条関係) 別	十五年財務省令第七号)	税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成 税間	改正案
  	<u>_</u>	<u> </u>	二九		二八	二七	<u> </u>	三五	<i>IT.</i>	二四四	111	T#-1	_ _ _ _	Ξ	<u> </u>	_	番号	別表第一(第三条、	十五年財務省令第七号)	税関関係法令に係る行	
関税法施行令第十二条第二項の規定による陳述書の提出		同上		届出(警察官に対するものを除く。)	関税法第二十条第三項において準用する同条第二項の規定による		同 上		係るものに限る。)	関税法第十六条第一項の規定による承認の申請(航空運送貨物に	出	殊船舶等(航空機に限る。)の旅客氏名表及び乗組員氏名表の提	関税法第十五条第二項又は第五項の規定による外国貿易機又は特		日上		申請等	一条、第九条関係)	第七号)	係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成	現

	四三	~ (省略)	びに同法領	すべき事項	九項に規定	第五条第	和二十七年	に関する地	条に基づく	二四二 日本国と	_ 四 —	~ (省略)	=
		F)	びに同法第十七条に規定する出港届の提出	すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面を含む。) 並	九項に規定する入港届(同条第一項及び第七項の規定により報告	第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第三項及び第	和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。)	に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭	条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六			
·		<b>S</b>								_ 四 二	_ 四 一	<b>S</b>	-
		同上		る出港届の提出	二項に規定する入港届及び積荷目録並びに同法第十七条に規定す	第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第一項及び第	和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。)	に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律 (昭	条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六		同 上	